資料１

雄武町
地域公共交通計画案

令和７（2025）年２月

雄武町地域公共交通活性化協議会

目次

第１章　はじめに 1
１．計画策定の背景と目的 1
２．雄武町の位置及び特性 2
３．計画の区域 3
４．計画の期間 3

第２章　本計画の位置付け 4

第３章　地域公共交通の現状診断 5
１．公共交通サービス 5
２．地域公共交通の役割と課題 6
３．重点課題の整理 10
４．目指す姿 11

第４章　基本方針 12
１．基本理念の考え方 12
２．基本理念に基づく基本方針 13
３．計画の目標 16
４．目標数値の測定方法 16

第５章　目標達成のための施策・事業 17
基本方針１　誰もが便利に快適に移動できる町内交通の実現 17
基本方針２　公共交通を活用して移動できる広域交通の維持確保 22
基本方針３　持続可能な次世代へつなげる公共交通の確保 24

第６章　計画の達成状況の評価 27
具体的なPDCAスケジュール 27

第７章　計画推進体制 28
機動的・横断的な実行体制 28

第1章 はじめに

1．計画策定の背景と目的

令和５（2023）年度からスタートしている「第６期雄武町総合計画・後期基本計画」では、次の時代に向かう町の将来像を「～郷土愛で築く～次世代へ躍進するまち・雄武」と定め、これからの雄武を生きる町民が、町の将来に夢を抱き、新しい種をまき、大きく育てられるまちづくりをめざしています。公共交通に関わる政策目標として、「快適感を満たす環境のまち・雄武」を掲げています。この将来像を実現するための施策として、「町内や近隣市町村へのアクセス手段として、既存のバス路線の維持・確保を図るとともに、地域公共交通活性化再生法に基づく地域公共交通計画を策定し、コミュニティバスやデマンドバス交通など、多様な地域公共交通の研究を進めます。また、宗谷本線活性化推進協議会及びオホーツク圏活性化期成会石北本線部会の構成自治体として、JR宗谷本線及び石北本線の維持・存続活動を推進します。雄武町オホーツク紋別空港利用促進助成事業を引き続き推進し、羽田直行便維持確保の促進を図ります。」としています。

平成19（2007）年に施行された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（通称、地域交通法）」では、交通事業者と住民、行政等が参加する法定協議会を設置して、地域の公共交通に関する課題を共有し、解決と確保・維持に向けた話し合いを行う仕組みが作られました。近年、人口減少の本格化、交通事業者における運転手不足の深刻化などに伴い、公共交通の維持が厳しさを増してきている中で、令和２（2020）年11月27日に地域交通法が改正され、地域が自らデザインする地域交通を目指して、地域の移動資源の総動員等の方向性が示されました。

また、令和５（2023）年４月には、地域の関係者の連携と協働「共創」を通じ、利便性・持続可能性・生産性の高い地域公共交通ネットワークへの「リ・デザイン」を進めることの必要性を謳った改正がなされました。続けて令和６（2024）年度からは「交通空白解消本部」が設置され、地域住民の足としての交通空白解消に向けた施策の推進が強く求められるようになる等、地域公共交通を取り巻く国の動きが活発化しております。

しかしながら、令和２年（2020）年２月頃から日本国内で広がり始めた新型コロナウイルス感染症の拡大による人々の外出自粛等の影響により、公共交通機関の利用者が激減しました。人々の生活様式が一変し、これまでの既存の公共交通サービスを維持できなくなることが懸念されます。また、令和６（2024）年４月に労働基準法が改正され運転手の労働時間・拘束時間に制限がかけられることから、交通事業者の運転手不足がより深刻化することが予想されています。さらに、公共交通サービスを通じて、環境問題への対応や地域社会の発展と国際目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」への取組も求められています。

こうした状況を踏まえ、雄武町にとって相応しく、雄武町らしいをテーマに、雄武町の移動資源を有効に活用し、町民の生活とまちづくりを支えるインフラとして、持続可能で利便性の高い交通システムの構築を行うことを目的に「雄武町地域公共交通計画」を策定します。

２．雄武町の位置及び特性

雄武町は北海道の北東部、オホーツク総合振興局管内の最北端に位置しています。オホーツク海に面し、東部から南部は興部町・西興部村、南部から西部は下川町・名寄市・美深町との境に北見山地が連なり、北西は枝幸町に隣接しています。

面積は636.88㎢で、オホーツク海に面した海岸線は約35kmに及びます。海岸から南西に伸びる台地には牧草地が広がり、酪農業が盛んです。

オホーツク海の雄大な自然を満喫できる町として知られ、流氷接岸や豊富な海産物など、豊かな自然資源に恵まれています。特に、コバルトブルーの海と広大な牧草地の風景は雄武町ならではの魅力です。

町内には国道238号が通り、生活道路として重要な役割を果たしています。また、紋別空港まで車で約１時間と、比較的アクセスが良い立地です。

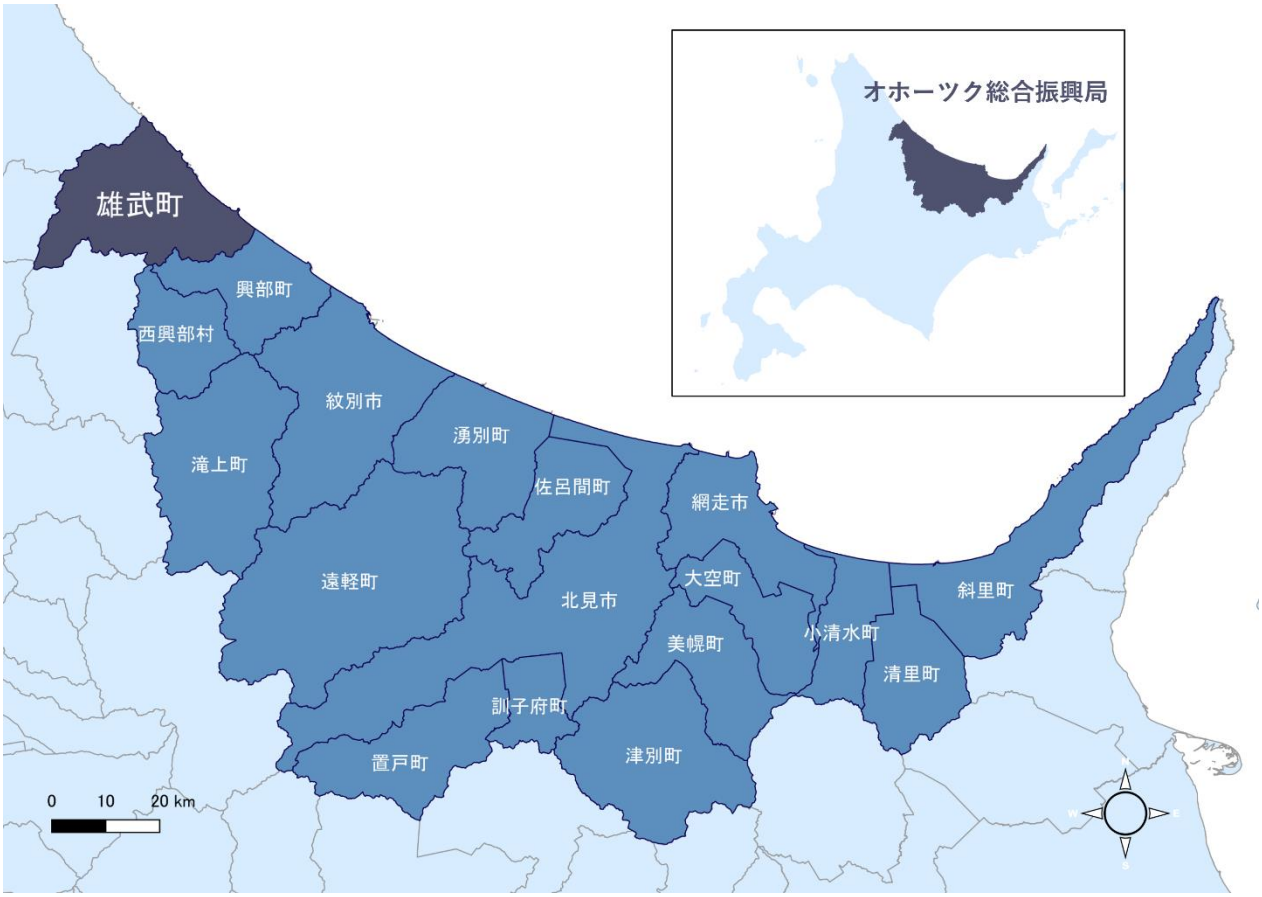

3．計画の区域

計画の区域は、雄武町全域とします。

施策展開に当たっては必要に応じて、近隣市町とも連携し取り組みます。

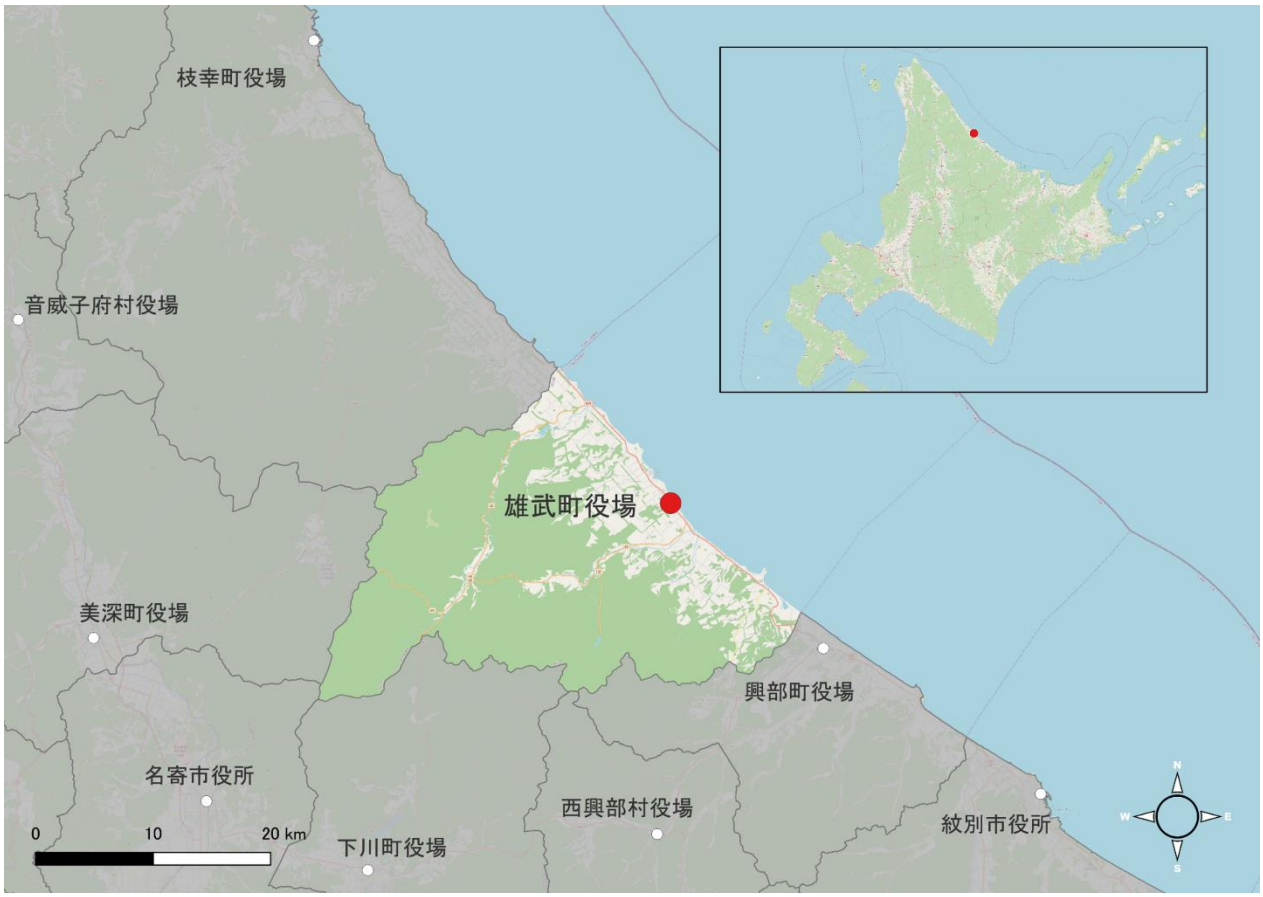

4．計画の期間

計画の計画期間は、

令和７年度　～　令和11年度

（2025）　　（2029）

とします。

なお、計画期間内であっても、社会情勢の変化や施策推進状況を加味しつつ、計画の見直しを行っていきます。

第2章 本計画の位置付け

本計画と関係法令及び上記・関連計画との関連性について、以下に整理しています。

本計画は、関係法令に基づく計画であるとともに、まちづくりの一環として公共交通のマスタープランとして位置付ける計画であることから第６期雄武町総合計画を最上位計画とし、総合戦略、過疎地域持続的発展市町村計画などや、北海道等における関連計画との整合性を図りながら推進します。

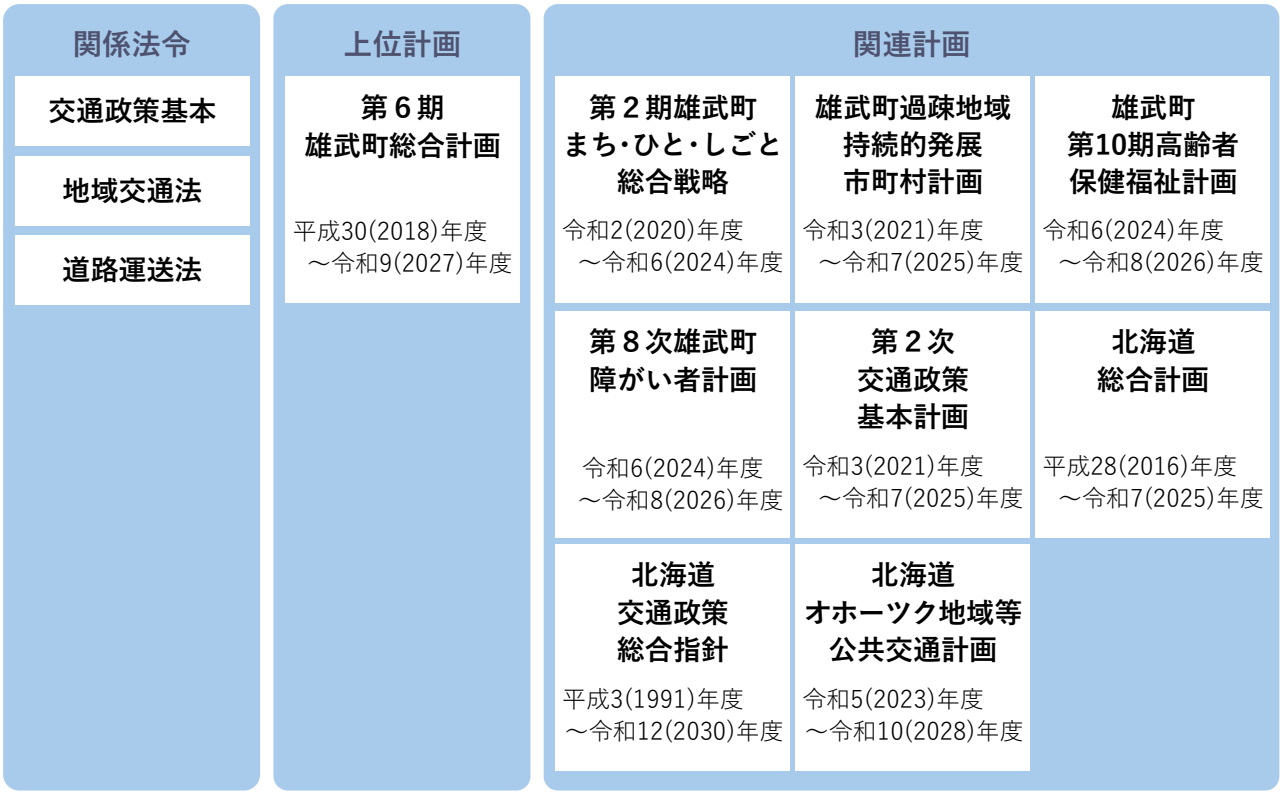

第3章 地域公共交通の現状診断

1．公共交通サービス

当町の主な公共交通サービスは以下のとおりです。

＜雄武町の主な公共交通サービス＞

路線バス事業	●北紋バス雄武線　上下各5便 ●宗谷バス雄武線　上下各2便
ハイヤー事業	●第一ハイヤー ●北翔交通
雄武町運行バス事業（運行事業者）	●スクールバス（ノースクリエート） ●生涯学習バス（ノースクリエート） ●児童送迎車両（第一ハイヤー） ●福祉バス（ノースクリエート） ●患者送迎バス（第一ハイヤー）
交通費助成事業（運行事業者）	●高齢者等ハイヤー券 （第一ハイヤー・北翔交通・社会福祉協議会） ●重度身体障害者ハイヤー券 （第一ハイヤー・北翔交通・社会福祉協議会）

2．地域公共交通の役割と課題

（1）路線バスの役割と課題

雄武町内を運行する路線バスは、北紋バス雄武線と宗谷バス雄武線です。これらの路線は町民の生活を支える重要な役割を担っています。両社は、それぞれが持つ路線網と運行体制によって、雄武町内の交通の円滑化に貢献しています。

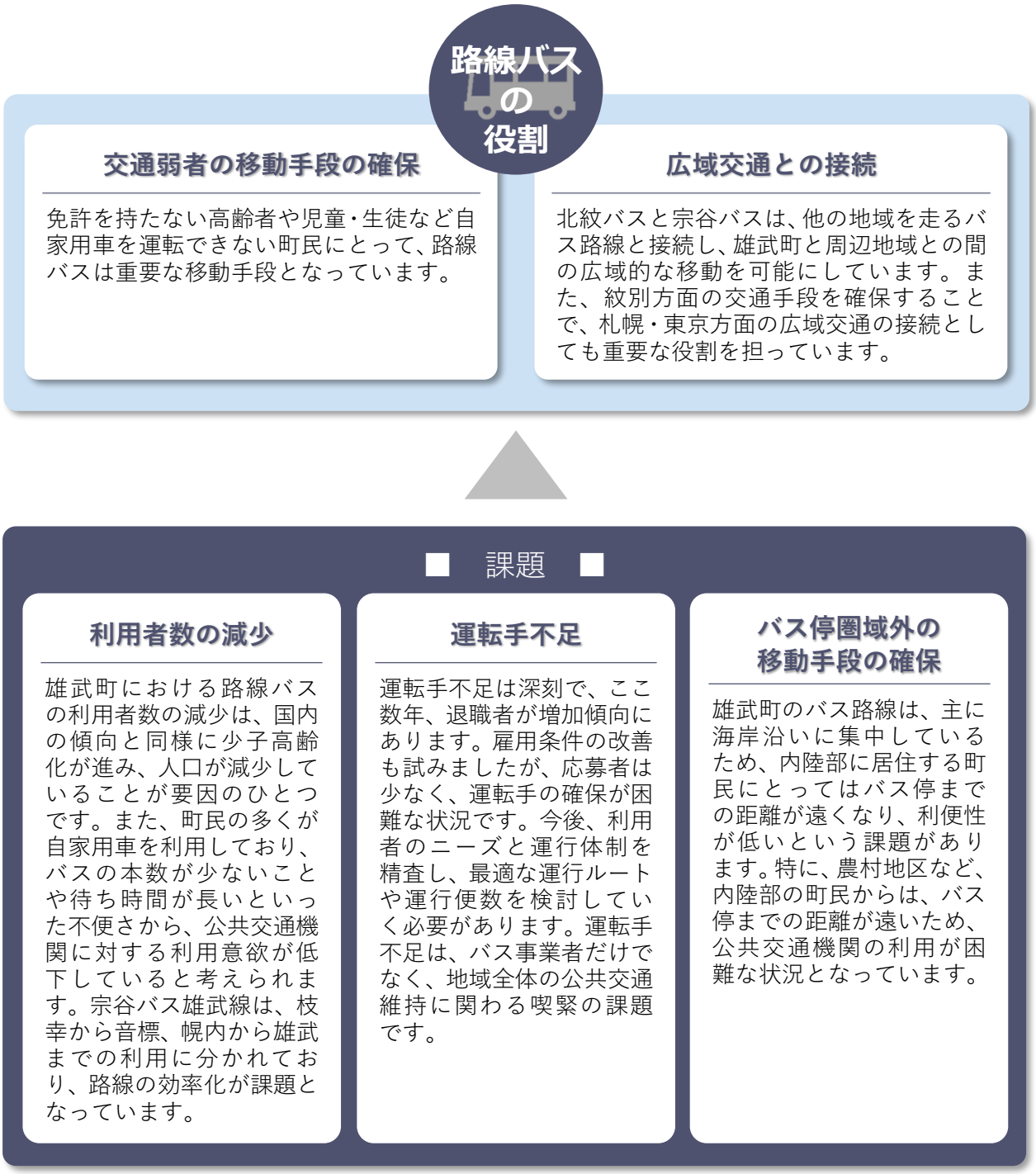

（２）ハイヤーの役割と課題

ハイヤー会社は、路線バスだけではカバーしきれない地域や、時間帯の移動ニーズに対応し、地域の交通網を補完する重要な役割を担っています。

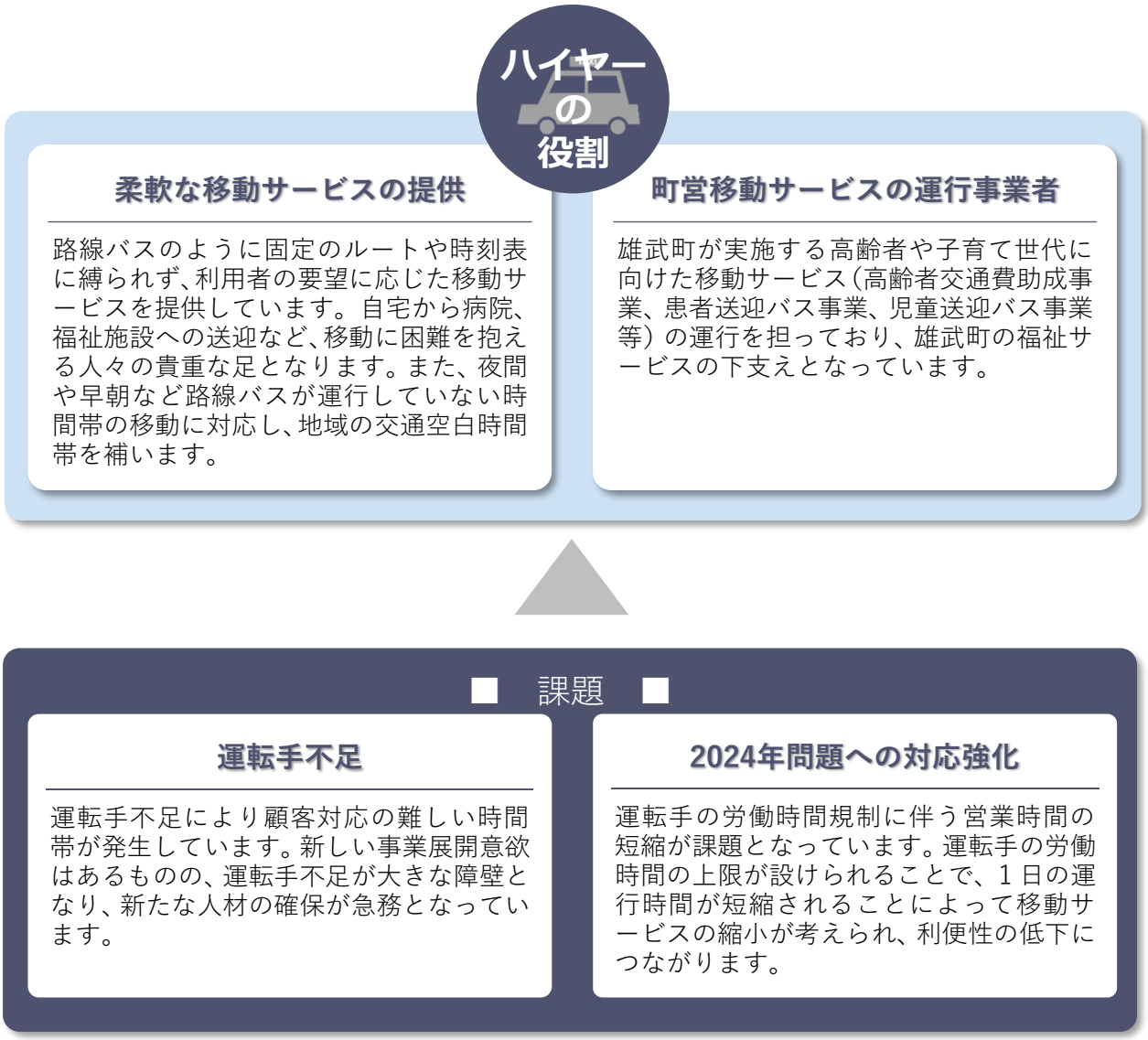

（３）雄武町運行バスの役割

雄武町が運行する各バスは、それぞれが異なる目的を持ち、町民の生活の質の向上に貢献し、地域での生活を支える重要な役割を担っています。

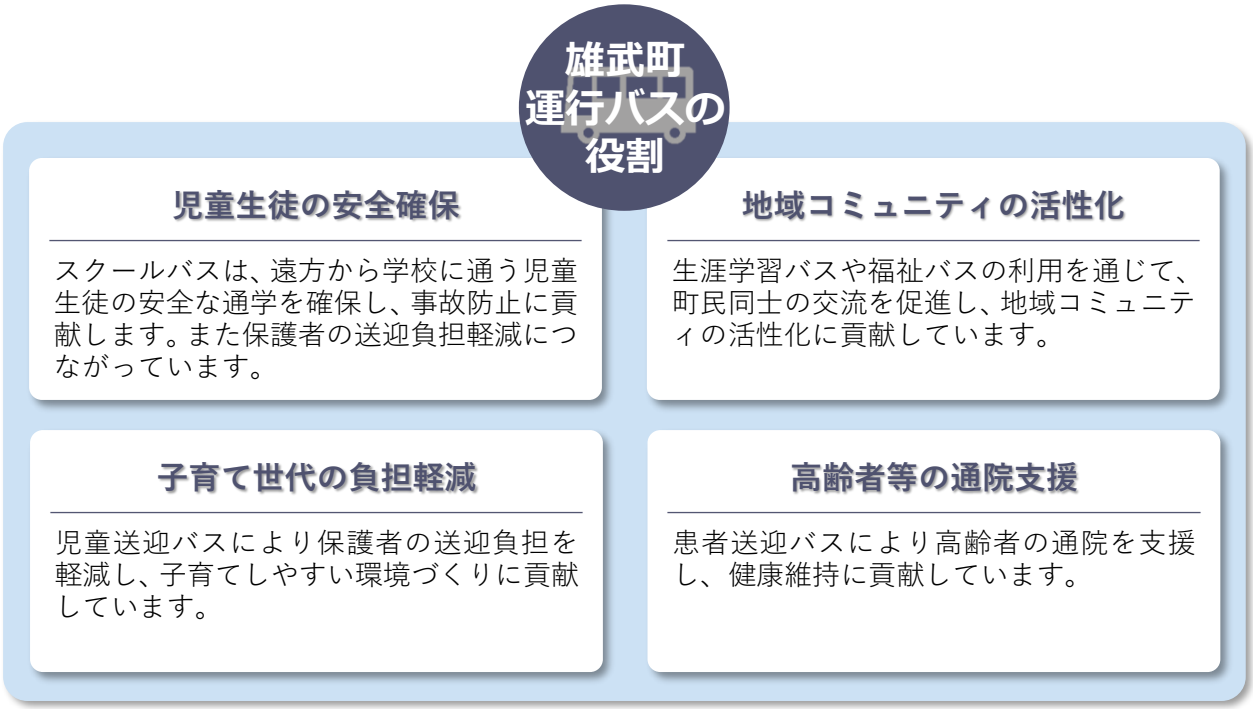

（４）移動目的別の課題

町民の外出時における目的別に主な課題を整理します。

通院

患者送迎バスの利用者数が少なく、曜日や地区によって偏りが見られ、町民のニーズに応えられていない状況です。また、紋別や名寄方面の規模が大きい医療機関が所在する中枢都市へ通院するニーズは高いものの、公共交通機関の便が悪く、移動手段の確保が大きな課題となっています。

買い物

高齢化が進み、自家用車の運転が困難な高齢者や、車を持たない世帯にとって、買い物目的の移動支援サービスが不足している点が挙げられます。また、紋別や名寄方面の大型店舗で買い物をするニーズは高いものの、公共交通機関の利便性が低く、自家用車に頼る町民が多い状況です。このため、買い物に不便を感じている町民が多く、生活に不便が生じています。

通学

町が負担するスクールバスの運行経費が大きいことが挙げられます。また、運転手不足により、スクールバスの運行を担う事業者の人員体制が切迫しているため、安定的な運行に支障をきたすおそれがあります。さらに、スクールバスの利用予定がなくなった場合、家庭、学校、運行事業者の間で欠席連絡の手続きが必要となり、手間がかかっているという課題も抱えています。

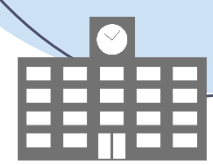

３．重点課題の整理

現状整理から見える地域公共交通の役割と課題を踏まえ、雄武町における地域公共交通の重点課題を以下の通り整理します。

☑ 自家用車を利用できない人の町内移動の利便性が低い

☑ 北紋バスの利用者は高校生が中心で、それ以外の利用が少ない

☑ 宗谷バスは便数及び利用者が少ない（１便平均乗車人員0.5人※）

※Ｒ６年１月15日－21日の７日間（宗谷バス調べ）

☑ サービスを提供する交通事業者の運行体制が切迫している

4．目指す姿

当町は、これまでに整理した課題を解消し、より住みやすい町を実現するため、町民の移動に関する課題や要望を収集し、公共交通の専門家と連携して、現状分析と将来像の検討を行いました。町民、交通事業者、病院、学校など、様々な主体と意見交換を行い、合意形成を図り、以下のような将来像を目指します。

＜雄武町の地域公共交通の将来像＞

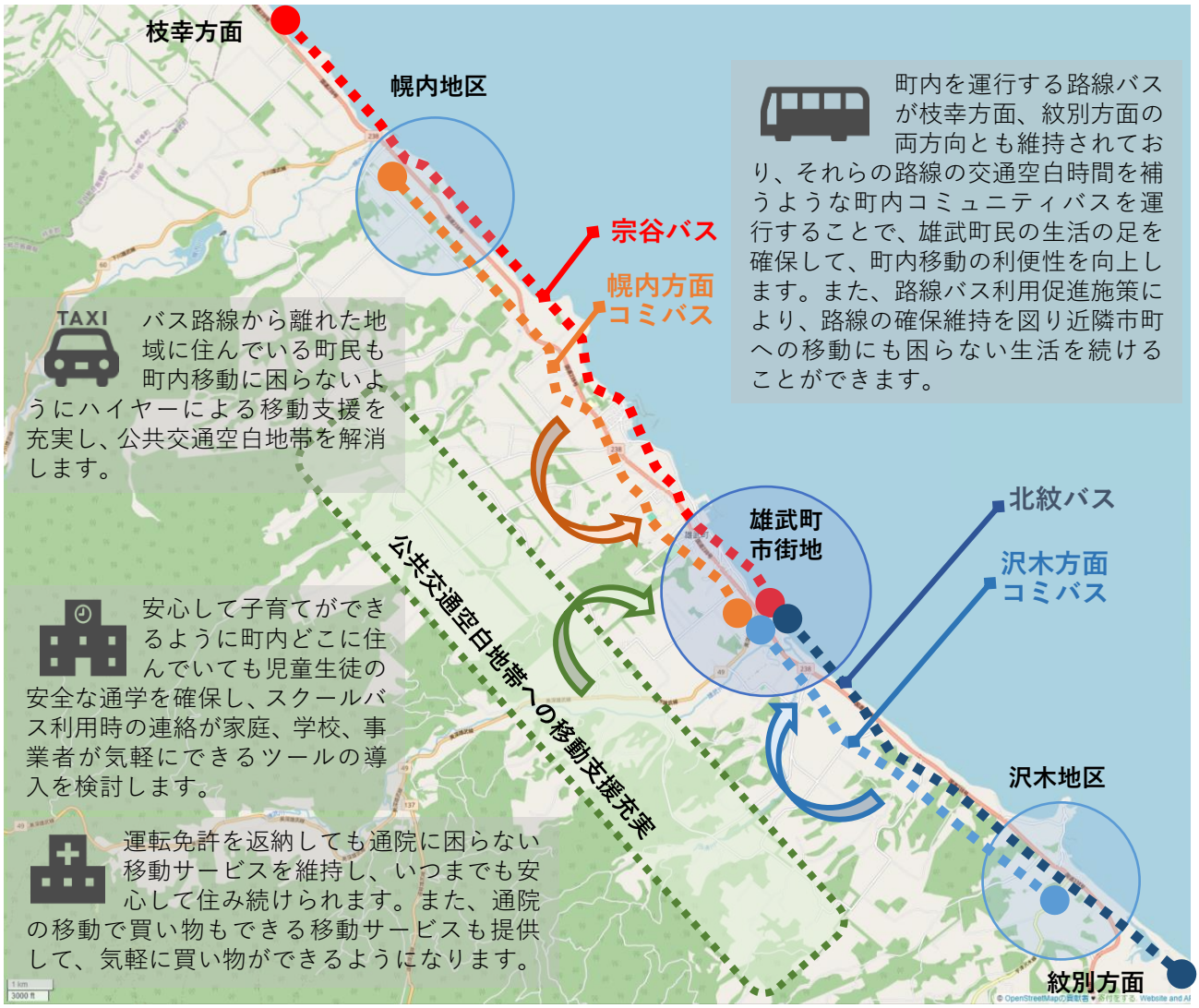

雄武町市街地における夜間の飲食を気軽に楽しめるよう、ハイヤーの運行体制強化を図るほか、状況に応じて、新たな送迎移動サービスの導入に挑戦することで、地域の経済活性化を図り、町民同士や観光客間の交流を促進します。

路線バスでの紋別方面の移動を確保し、東京方面（紋別空港）・札幌方面（都市間バス）への広域的な移動を確保することで、医師の確保、観光客の誘致を促進し、地域間の交流人口を増やします。また、最北宗谷エリアへのアクセスを堅持します。

町と交通事業者が連携し、運転手の確保を進めることで、町民が自家用車に頼らず、通院、通学、買い物といった日常生活に必要な移動サービスを継続的に利用できる環境を整えます。さらに、町からの積極的な情報発信や、公共交通の利用方法に関する講座の実施などを通じて、町民の公共交通利用に対する意識を高め、公共交通を身近なものとします。

第4章 基本方針

1．基本理念の考え方

第６期雄武町総合計画では、「～郷土愛で築く～次世代へ躍進するまち・雄武」という将来像を掲げ、その中で快適な生活環境の整備として、公共交通の確保を重要視しています。

政策目標のひとつである「快適感を満たす環境のまち・雄武」において、「地域公共交通計画を策定し、多様な地域公共交通の研究を進めます」と明記されており、町内外の移動が円滑に行えるような将来像を描いています。

この目標を踏まえ、雄武町地域公共交通計画では、町の特性を活かした交通施策を通じて、誰もが安心して、自由に移動できるまちを目指します。高齢者や障がいのある方など、交通弱者の移動手段確保や利便性の向上に努めるとともに、自家用車に頼らずとも、誰でも気軽に外出できるよう、新たな交通手段の導入を推進します。さらに、町民の皆様とともに、持続可能な公共交通サービスを創出し、地域全体で交通の活性化を図ります。

基本理念

誰もが安心して、自由に、便利に移動できる、
次世代へ躍進する地域公共交通の実現

＜基本理念の考え方＞

こども、児童、生徒、大人、高齢者、障がい者、外国人が

町内全域や町外への移動支援が手当されていて

公共交通の利用が面倒と感じない（自家用車から乗り換えやすい）

誰もが安心して、自由に、便利に移動できる、
次世代へ躍進する　地域公共交通の実現

新しい交通ネットワークや新しい取組を推し進め

「実現」するために地域全体で公共交通の利用を活性化させます

2．基本理念に基づく基本方針

基本方針１　誰もが便利に快適に移動できる町内交通の実現

少子高齢化や人口減少といった社会課題を抱え、公共交通の利用者が減少しています。この状況は、町民の移動の自由を制限し、地域経済の活性化にも影響を与えています。

このような課題を解決するため、当町では、誰もが便利で快適に移動できる町内交通の実現を目指し、新たな取組や既存移動サービスの改善を実施します。

これらの施策を通じて、町内の公共交通ネットワークを強化し、誰もが便利に暮らせる持続可能なまちづくりを目指します。町民の生活の質の向上、地域経済の活性化、そして持続可能な社会の実現に貢献していきます。

施策①

新しい交通「雄武町コミュニティバス」の導入

町内を運行する路線バスの空白時間帯を補完して走る「雄武町コミュニティバス」の運行を開始し、公共交通の利便性を大幅に向上させます。これにより、買い物や通院など、日常生活に必要な移動手段を確保し、町民の生活の質の向上に貢献します。

施策②

公共交通空白地帯を補完する移動支援の充実

町内のバスが行き届かない地域（公共交通空白地）への移動支援を拡充し、高齢者や障がいのある方など、移動に困難を抱える方の外出を支援します。これにより、孤立を防ぎ、地域コミュニティの活性化を図ります。

施策③

児童生徒に向けた既存交通サービスの維持改善

町内を運行する路線バスの空白時間帯を補完して走る「雄武町コミュニティバス」の運行を開始し、公共交通の利便性を大幅に向上させます。これにより、買い物や通院など、日常生活に必要な移動手段を確保し、町民の生活の質の向上に貢献します。

施策④

高齢者等に向けた既存交通サービスの維持改善

高齢者の外出を支援するため、福祉バス、交通費助成事業などのサービスを継続し、必要に応じて見直します。また、患者送迎バスは、コミュニティバスに転換を図ります。これにより、高齢者の社会参加を促進し、健康寿命の延伸に貢献します。

施策⑤

夜間の経済活動の活性化を支える新たな交通への挑戦

夜間の経済活動を活性化するため、ハイヤーの運行体制の強化を図るほか、状況に応じて新しい交通手段の導入に挑戦し、飲食店へのアクセス向上を図ります。これにより、町民の生活の幅を広げ、町全体の活力を高めます。

基本方針２　公共交通を活用して移動できる広域交通の維持確保

広域的な移動手段が限られているため、町民はより高度な医療機関への通院、大規模施設への買い物、町外への通勤など、日常生活に必要な移動に不便を感じることがあります。自家用車を持たない高齢者や若者、免許を返納した方にとっては、移動の選択肢が極端に狭まり、生活の質の低下につながる可能性があります。

当町では、継続して町外への移動が積極的に行えるような施策に取り組みます。

これらの施策を通じて、公共交通の利用を促進し、町民の利便性向上と地域経済の活性化を目指します。また、高齢者の移動支援や、若年層の地域への定着にもつながり、持続可能な地域社会の実現に貢献していきます。

施策⑥
路線バス利用促進につなげるインセンティブ施策の創設

路線バス利用者を増やすため、運賃助成のインセンティブを導入し、公共交通の利用をより身近にします。これにより、自家用車に頼らずとも、買い物や通院など、日常生活に必要な移動手段を確保し、町民の生活の質の向上に貢献します。

施策⑦
バス路線維持のための運行経費補助

バス事業者に対しては運行経費を補助することで、安定的な運行体制を確保します。これにより、町民が安心して公共交通を利用できる環境を整え、紋別エリアや最北宗谷エリアとのつながりを維持します。

施策⑧
紋別空港の通年運航の維持確保のための運賃助成

紋別空港の通年運航を維持するため、利用者へ運賃を助成します。これにより、観光客の誘致や、町民の首都圏へのアクセス向上に貢献し、地域経済の活性化を図ります。

基本方針３　持続可能な次世代へつなげる公共交通の確保

当町は、将来世代にも利用できる持続可能な公共交通の実現を目指します。

これらの施策を通じて、町民の公共交通を積極的に利用する機運を醸成し、公共交通の利用を促進することで、次世代へつなげられる公共交通を確実に維持し続けます。

施策⑨
交通事業者の運転手確保のための担い手対策

地域の交通事業者が安定的に運行を続けられるよう、運転手の確保に向けた取組を強化します。具体的には、町民への働きかけや、多様な人材の活用を検討します。さらに第二種運転免許取得費助成により当町の公共交通の担い手育成を促進します。

施策⑩
町民に向けた利用促進施策

町民の公共交通利用を促進するため、ホームページでの情報発信や、新しい交通として導入するコミュニティバスの乗り方教室を開催します。特に、高齢者や子どもたちを対象とした分かりやすい情報発信に力を入れます。

施策⑪
技能実習生等外国人に向けた利用促進施策

町内に住む技能実習生等外国人住民にも公共交通を気軽に利用してもらうため、多言語での情報発信を行います。具体的には、簡単な日本語による時刻表の作成や、母国語を用いた乗り方教室の実施を検討します。

3．計画の目標

本計画及び施策の推進状況を確認するため、以下の目標値を設定し、計画及び施策の進捗確認を行います。

＜評価指標及び数値目標＞

評価指標	単位	現況値	目標値				
		R5年度（2023）	R7年度（2025）	R8年度（2026）	R9年度（2027）	R10年度（2028）	R11年度（2029）
コミバス利用者数	人/年	―	1,880	1,880	1,880	1,880	1,880
コミバスの収支率	%	―	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
民間バスの路線数	路線	2	2	2	2	2	2
公共交通の満足度	%	9.5	10.0	12.5	15.0	17.5	20.0
町の移動支援策の公的資金投入額	千円/年	99,883	115,000	115,000	115,000	115,000	115,000

4．目標数値の測定方法

目標の評価に必要となるデータの測定方法は、以下の通りです。

＜評価指標及び数値目標＞

評価指標	データ測定方法	調査手法等
コミバス利用者数	運行実績から把握	運行事業者データにて把握
コミバスの収支率	収入・支出から収支率を算出	雄武町担当課で把握
民間バスの路線数	運行実績から把握	運行事業者からの報告で把握
公共交通の満足度	アンケート調査	雄武町担当課で把握
町の移動支援策の公的資金投入額	事業実績から把握	雄武町担当課で把握

第5章 目標達成のための施策・事業

それぞれの基本方針に関する公共交通施策・事業の実施内容及び実施主体、実施エリア、実施年度を以下に整理します。

基本方針1 誰もが便利に快適に移動できる町内交通の実現

【役割と課題】

○雄武町内を運行する路線バスは、交通弱者の移動手段の確保、広域交通との接続といった町民の生活を支える重要な役割を担っています。課題として利用者数の減少、運転手不足、バス停圏域外の移動手段確保などが挙げられます。

○町内交通のひとつであるハイヤーは、柔軟な移動サービスの提供、町営移動サービスの運行事業者といった地域の交通網を補完する重要な役割を担っています。課題として運転手不足、2024年問題への対応強化などが挙げられます。

施策① 新しい交通「雄武町コミュニティバス」の導入

施策実施項目

1．雄武町コミュニティバスの導入

○路線バスの空白時間帯に雄武町コミュニティバスを運行することにより、雄武町内における交通手段を確保し、町民の福祉増進及び地域の活性化に寄与することを目的に導入します。

○運行日は平日毎日運行（土日祝、年末年始は運休）

○運行区間は雄武国保病院と幌内間、雄武国保病院と沢木間を巡回運行します。

○運行車両は29人乗りマイクロバス

○運賃は１人１乗車につき100円（小学生以下は無料）、障がい者等の手帳保持者は運賃を免除します。

○原則として、乗降場所は既存路線バスの停留所・待合所と同じ箇所とします。

幌内方面

幌内→雄武（国保）

	1便	**2便**	**3便**	**4便**	**5便**	6便
幌内	8:01	**9:00**	**11:00**	**14:10**	**15:40**	17:01
国保	8:22	**9:20**	**11:20**	**14:30**	**16:00**	17:22

雄武（国保）→幌内

	1便	**2便**	**3便**	**4便**	**5便**	6便
国保	8:38	**8:40**	**10:40**	**13:50**	**15:20**	17:38
幌内	8:56	**9:00**	**11:00**	**14:10**	**15:40**	17:56

沢木方面

沢木→雄武（国保）

	1便	**2便**	3便	**4便**	5便	6便	7便
沢木	7:56	**9:40**	10:54	**13:20**	14:50	17:19	20:29
国保	8:15	**10:01**	11:13	**13:41**	15:09	17:38	20:48

雄武（国保）→沢木

	1便	2便	**3便**	4便	**5便**	6便	7便
国保	6:53	8:40	**9:20**	11:35	**13:00**	15:31	18:03
沢木	7:11	8:58	**9:40**	11:53	**13:20**	15:49	18:21

※黒字…路線バス　**青字**…雄武町コミュニティバス

<table>
<tr><td>施策実施項目</td><td>

</td></tr>
<tr><td>実施主体</td><td>雄武町　ハイヤー事業者</td></tr>
<tr><td>実施エリア</td><td>雄武町</td></tr>
<tr><td>実施年度</td><td>
<table>
<tr><td>実施項目</td><td>令和７年度
(2025)</td><td>令和８年度
(2026)</td><td>令和９年度
(2027)</td><td>令和10年度
(2028)</td><td>令和11年度
(2029)</td></tr>
<tr><td>1</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td><td>●</td></tr>
</table>
●：実施　○：適宜実施　△：検討
</td></tr>
</table>

施策②　公共交通空白地帯を補完する移動支援の充実

施策実施項目

1．交通空白地の高齢者交通費助成の充実

○路線バスが行き届かない地域（公共交通空白地）に住んでいる高齢者の通院等に要する交通費の助成券（ハイヤー券）の交付を拡充し、外出を支援します。

■助成の対象者

①雄武町に住所を有する在宅の75歳以上の者で、自動車を有していないもの
②70歳以上の独居の者で、自動車を有していないもの
③高齢者世帯（70歳以上の者のみの世帯）に属する者で、自己及び配偶者が自動車を有していないもの
④70歳以上の者で、自動車運転免許証を自主返納したもの

■助成の内容【拡充前】

行政区	助成の内容	
	助成の対象者 ①　②　④	助成の対象者 ③
上沢木、新沢木、元沢木、音稲府、幌内、北幌内	36枚	54枚（１人27枚）
栄丘、共栄、中雄武、上雄武、魚田、豊丘、青葉	30枚	44枚（１人22枚）
上記以外	24枚	36枚（１人18枚）

■助成の内容【拡充後】

行政区	助成の内容	
	助成の対象者 ①　②　④	助成の対象者 ③
上沢木、中雄武（西中雄武）、上雄武、北幌内	48枚	72枚（１人36枚）
新沢木、元沢木、栄丘、共栄、中雄武（東中雄武）、魚田、豊丘、青葉、音稲府、幌内	36枚	54枚（１人27枚）
上記以外	24枚	36枚（１人18枚）

実施主体	雄武町　ハイヤー事業者
実施エリア	雄武町（交通空白地）

実施年度

実施項目	令和７年度 (2025)	令和８年度 (2026)	令和９年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
1	●	●	●	●	●

●：実施　○：適宜実施　△：検討

施策③　児童生徒に向けた既存交通サービスの維持改善

施策実施項目

1．スクールバスの維持改善

○現行のスクールバスを維持し、遠隔地に居住する児童生徒の安全な通学の足を確保します。本事業を維持するために安定的な運行体制も維持します。

○スクールバスの利用にあたって、家庭からスクールバス運転手への連絡や、学校からスクールバス運転手への連絡が必要な場合があります。これらの連絡をスムーズに行い、家庭と学校、そして運転手の双方にとって負担を軽減できるようなツール導入を検討し、利便性の向上を目指します。

2．保育所児童送迎バスの維持改善

○現行の保育所児童送迎バスを維持し、遠隔地に居住する児童の安全な通所の足を確保し、子育て支援を継続します。

○児童送迎バス車両のサイズの見直しを検討します。車両サイズを普通自動車運転免許で運転できる大きさに更新することで、運転手の確保がしやすくなり、安定的な運行体制の維持に寄与します。

実施主体	雄武町　交通事業者　ハイヤー事業者
実施エリア	雄武町

実施年度

実施項目	令和７年度(2025)	令和８年度(2026)	令和９年度(2027)	令和10年度(2028)	令和11年度(2029)
1	●	●	●	●	●
2	●	●	●	●	●

●：実施　○：適宜実施　△：検討

施策④　高齢者等に向けた既存交通サービスの維持改善

施策実施項目

1．福祉バスの維持

○既存の福祉バスを維持することで、高齢者等の外出機会を確保し、地域コミュニティの活性化につなげます。

2．コミュニティバスへの転換

○患者送迎バスは、新しい交通「雄武町コミュニティバス」（施策①）に転換を図ります。これまでの通院目的での利用だけではなく、買い物目的で乗車することも可能です。また、円滑な町内移動を確保できるようになり、町民の福祉増進及び地域の活性化に寄与します。

実施主体	雄武町　交通事業者　ハイヤー事業者					
実施エリア	雄武町					
実施年度	実施項目	令和７年度(2025)	令和８年度(2026)	令和９年度(2027)	令和10年度(2028)	令和11年度(2029)
	1	●	●	●	●	●
	2	●	●	●	●	●

●：実施　○：適宜実施　△：検討

施策⑤　夜間の経済活動の活性化を支える新たな交通への挑戦

施策実施項目

1．ハイヤー運転手確保による対策強化

○交通事業者の運転手確保のための担い手対策（施策⑨）により、ハイヤー運転手確保の強化を図り、夜間のハイヤー営業時間を維持します。

2．夜間における新たな移動送迎サービス導入への挑戦

○状況に応じて、夜間における送迎移動サービスを検討し、その導入に挑戦します。雄武町市街地において夜間の公共交通機関の利用が困難な時間帯に、町民の移動手段を確保することで、飲食店への来客増加や地域のイベントへの参加促進を図り、地域の経済活性化に貢献することを目指します。

実施主体	雄武町　ハイヤー事業者					
実施エリア	雄武町					
実施年度	実施項目	令和７年度(2025)	令和８年度(2026)	令和９年度(2027)	令和10年度(2028)	令和11年度(2029)
	1	●	●	●	●	●
	2	△	△	△	△	△

●：実施　○：適宜実施　△：検討

基本方針 2　公共交通を活用して移動できる広域交通の維持確保

【役割と課題】

○雄武町における広域交通は東京方面の交通手段となる航空路（紋別空港）、札幌方面の交通手段となる都市間バス（紋別バスターミナル）です。広域交通の維持は、外部からの観光客誘致や町外からの人の移動が発生し交流人口の増加、地域経済の活性化につながります。

○紋別方面や宗谷方面への広域移動を支える路線バスの維持確保は、地域全体の交通網の維持にもつながります。路線バスが抱える課題を解決することは、広域交通の安定的な運行に不可欠です。

施策⑥　路線バス利用促進につなげるインセンティブ施策の創設

施策実施項目

1．定期路線バス無料乗車助成事業の創設

○日常の交通手段として定期路線バスを利用する町民に対し、運賃を助成することにより、日常生活の支援及び路線バスの利用促進を図ることを目的とします。

○当町に居住しマイナンバーカードを所持している方を対象にします。

○運賃助成の対象区間は、路線バス会社が運行する当町行政区域内となります。具体的には、宗谷バス雄武線は雄武国保病院から郡界、北紋バス雄武線は雄武高校入口から町界の区間となります。

○利用方法は、路線バス会社の乗務員にマイナンバーカードを提示します。

実施主体	雄武町　交通事業者					
実施エリア	雄武町					
実施年度	実施項目	令和７年度 (2025)	令和８年度 (2026)	令和９年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
	1	●	●	●	●	●

●：実施　○：適宜実施　△：検討

施策⑦　バス路線維持のため運行経費補助

施策実施項目	**1．生活交通路線維持確保事業の継続** ○町民の生活交通（通院・買い物・通学等）の確保、広域交通との接続といった町民の生活を支える重要な役割を担っている路線バスを維持するための事業を継続します。 ○特に移動手段を持たない町民や公共交通を利用して当町を訪れる観光客などの移動手段となっているバス路線について、地域の公共交通を維持するため、バス事業へ運行補助を行います。具体的には北紋バス雄武線（雄武紋別間）、宗谷バス雄武線（雄武枝幸間）への運行補助を行います。					
実施主体	雄武町　交通事業者					
実施エリア	雄武町					
実施年度	実施項目	令和７年度 (2025)	令和８年度 (2026)	令和９年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
	1	●	●	●	●	●

●：実施　○：適宜実施　△：検討

施策⑧　紋別空港の通年運航の維持確保のため運賃助成

施策実施項目	**1．雄武町オホーツク紋別空港利用促進助成事業の継続** ○オホーツク紋別空港の利用促進、観光振興などを目的として創設しました。 ○本事業の対象期間は令和10（2028）年3月31日搭乗分までとなっており、以降の事業継続は適宜検討いたします。 					
実施主体	雄武町					
実施エリア	紋別空港					
実施年度	実施項目	令和７年度 (2025)	令和８年度 (2026)	令和９年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
	1	●	●	●	△	△

●：実施　○：適宜実施　△：検討

基本方針３　持続可能な次世代へつなげる公共交通の確保

【現状と課題】

○雄武町の地域公共交通を支える移動サービスの交通事業者は、運転手確保が喫緊の課題となっています。持続可能な公共交通を実現するために安定的な運行体制の構築が必要です。

○町民の多くが自家用車を利用している現状において、公共交通への転換を促すためには、より魅力的な公共交通サービスを提供することが重要です。そのため、積極的な情報発信を行い、高齢者や外国人の方など、誰もが利用しやすいバリアフリーな環境を整えていきます。

施策⑨　交通事業者の運転手確保のための担い手対策

施策実施項目

１．第二種運転免許取得費助成事業の創設

○大型自動車、中型自動車及び普通自動車の第二種免許を取得した方に対し、助成金を交付することにより、当町の公共交通の担い手の育成を促進し、持続可能な公共交通の構築及び地域の活性化に寄与することを目的として創設します。

○助成対象者は、65歳未満で当町に居住し、第二種免許の資格を取得した方で、雄武町内を営業区域とする旅客運送事業者（バス事業者やハイヤー事業者など）に就労又は就労予定の方。

○助成金の額は、助成対象経費（資格取得に係る教習料金及び受験料）の10分の10以内（限度額400千円）。

２．交通事業者と町が連携した運転手募集活動の実施

○人口減少や働き方改革などにより、運転手不足が深刻化する中、地域全体の力で人材確保を目指すことが重要であり、事業者と町が連携しながら、地域おこし協力隊制度などを活用した人材の確保を検討します。

○事業者と町が共同で、運転手の仕事内容や魅力、地域の魅力などを紹介する合同説明会や就職イベント等への参加を検討します。

こうした地理的条件から農林水産業が地域経済の根幹を成し、毛ガニ、サケ、ホタテなどの「海の恵み」、広大な森林資源と酪農畜産業などの「山の恵み」、これらの産業に携わる「人の恵み」が町の宝であり、**「海・山・人　ひびきあう町」**をキャッチコピーとしてまちづくりを進めています。

雄武町は北海道北東部、日本の最北端「宗谷岬」を有する稚内市から「知床世界自然遺産」で有名な斜里町に続くオホーツク海沿岸のほぼ中間地点に位置する人口約 4,100 人の小さな町です。冬には流氷が訪れるオホーツク海に面し、35km に及ぶ海岸線には 4 つの漁港を有し、南西に伸びる大地には緑輝く牧草地が一面に広がり、その背後には原生林が残る北見山脈が連なっています。

しかしながら、大都市圏への人口集中が進み、平成の大合併の際には自主自立を選択した雄武町が「確かな地域力」を発揮し、「安心して暮らせる町」であり続けるためには、自然や産業などの地域資源を一層活用し、絶えず時代が求める変革と創造に挑み続けることが不可欠です。

このため雄武町では、地域活性化に意欲のある都市地域等の人材を確保し、地域力の維持向上を図るため、地域住民とともにまちづくりを進める「地域おこし協力隊員」を募集します。

実施主体	雄武町　交通事業者　ハイヤー事業者					
実施エリア	雄武町　他地域					
実施年度	実施項目	令和７年度 (2025)	令和８年度 (2026)	令和９年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
	1	●	●	●	●	●
	2	△	○	○	○	○

●：実施　○：適宜実施　△：検討

施策⑩　町民に向けた利用促進施策

施策実施項目

1．雄武町ホームページでの積極的な情報発信

○わかりやすい地図や時刻表を掲載することで、誰もが安心して公共交通機関を利用できるようになり、公共交通利用のきっかけを作ります。
○新しい交通「雄武町コミュニティバス」においては、地域イベントとの連携による特典などお得な情報やキャンペーンなどの企画を検討します。
○地域公共交通が地域社会にとっていかに重要であるか、その役割やメリットについて発信することで、町民の理解を深めることができます。
○公共交通の利用者数を増やすことは、サービスの維持だけでなく、地域全体の活性化にも不可欠です。地道な情報発信を通じて、持続可能な地域づくりへの意識を深め、快適な生活環境を創出します。

2．雄武町コミュニティバスの乗り方教室開催

○新しく導入する「雄武町コミュニティバス」の乗り方教室を開催することで、町民への周知徹底を図り、利用促進につなげます。
○特に高齢者に対して乗り方の習得、不安解消を進め安心して利用を開始してもらえるようになります。
○乗り方教室を通じて利用者を確保し、地域への愛着が深まり町民同士の交流が生まれ、コミュニティ形成に貢献します。

実施主体	雄武町
実施エリア	雄武町

実施年度

実施項目	令和７年度 (2025)	令和８年度 (2026)	令和９年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
1	●	●	●	●	●
2	○	○	○	○	○

●：実施　○：適宜実施　△：検討

施策⑪　技能実習生等外国人に向けた利用促進施策

施策実施項目

１．平易な日本語を用いた時刻表作成

○ひらがなやカタカナを多用し、難しい漢字は避け、バス停の場所や乗り降りの仕方を図やイラストでわかりやすく説明することも検討します。

○バスを利用することで、実習先だけでなく、周辺の商業施設や居住エリアへのアクセスが容易になり、生活の幅が広がり、町民との交流の機会が増え、地域社会への溶け込みがスムーズに進みます。

○車を持たない技能実習生が定期的に公共交通を利用することで、利用者数確保につながり、サービスの維持に貢献します。

２．母国語を用いた地域公共交通の乗り方教室開催

○母国語で説明を受けることにより、交通機関の利用に関する情報が正確に理解でき、不安感が軽減されます。

○車を持たない技能実習生等外国人が定期的に公共交通を利用することで、地域社会の一員としての意識が高まり、また、利用者数確保につながり、サービスの維持に貢献します。

実施主体	雄武町　雄武町観光協会					
実施エリア	雄武町					
実施年度	実施項目	令和７年度 (2025)	令和８年度 (2026)	令和９年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
	1	△	●	●	●	●
	2	△	○	○	○	○

●：実施　○：適宜実施　△：検討

第6章 計画の達成状況の評価

具体的なPDCAスケジュール

本計画は、計画策定（Plan）、施策・事業の実施（Do）、モニタリング・評価（Check）、見直し・改善（Action）を繰り返すPDCAサイクルの考え方により推進していきます。

長期・短期のPDCAサイクルについては、「雄武町地域公共交通活性化協議会（以下、法定協議会、という）」で行います。短期的には、毎年６月頃（本年度検討・実施する施策・事業の確認等）と１月頃（本年度事業の最終評価、次年度実施施策・事業の実施方針の協議、次年度予算組みの協議等）の計２回の開催を基本とし、追加で協議が必要な場合は、開催回数を追加します。

なお、法定協議会の開催方法については、協議事項等の案件により、対面・書面開催を使い分け、適切な開催を行うこととします。

＜長期・短期のPDCAスケジュール＞

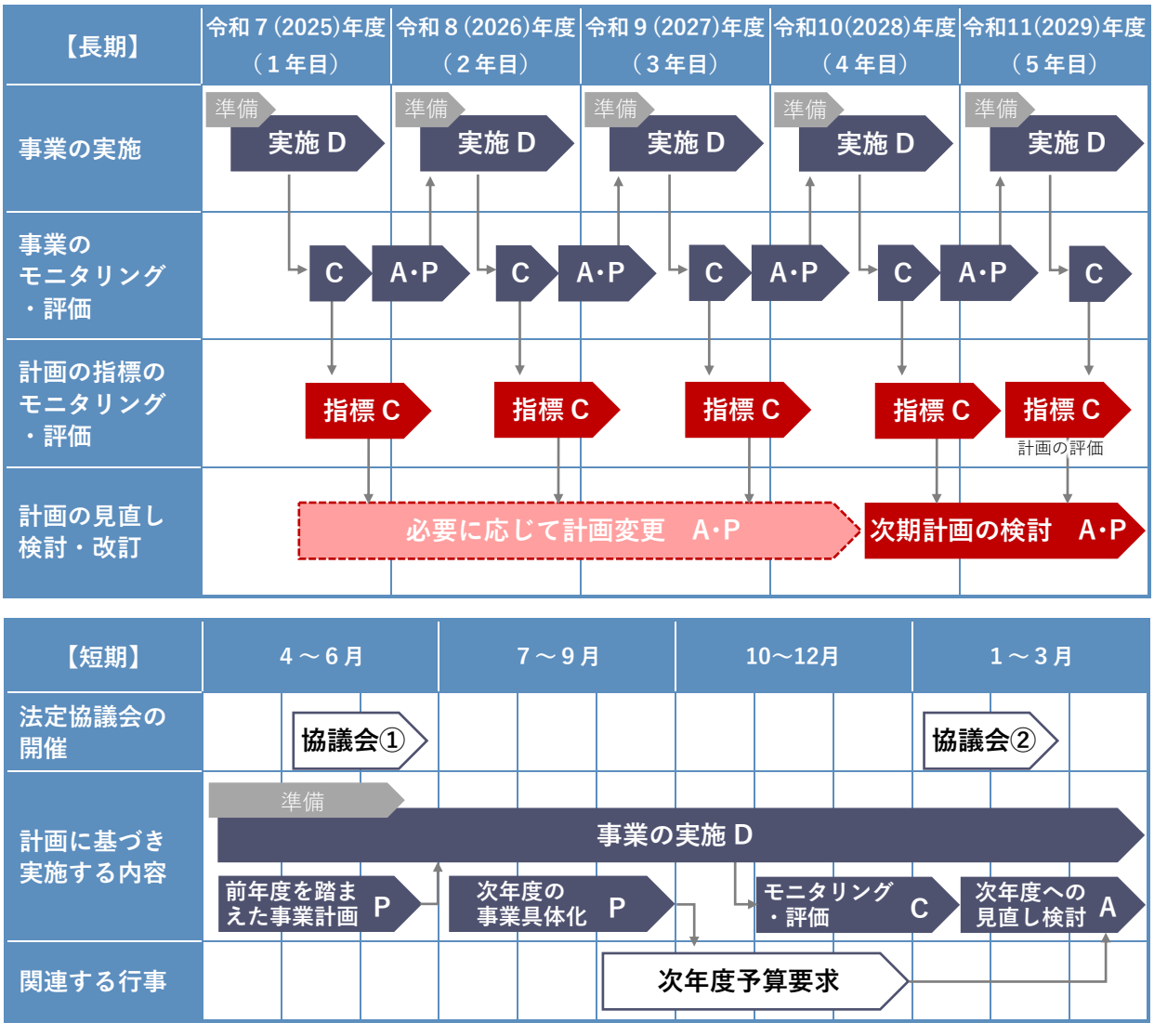

第7章 計画推進体制

機動的・横断的な実行体制

本計画で設定した施策・事業を推進し、基本方針を実現していくために、本計画策定にあたり設置された法定協議会を、計画に基づく施策・事業の推進及び評価、進捗管理、施策・事業間の調整等を行う組織として位置付けます。

法定協議会は、行政（町、道、国）、交通事業者、運転手が組織する団体、町民・地域、道路管理者、その他関係者を構成員とし、各主体の具体的な役割を下表のように定め、基本方針及び方向性の実現に向けて取り組んでいきます。

＜法定協議会の構成員と主な役割＞

構成員	主な役割
行政	目標の実現に向け、関係者との調整役を担うとともに、公共交通の維持・改善の取組を実施します。また、特に町においては、協議会運営にあたってのコーディネート役を担うとともに、本計画に示す施策・事業実施について、必要となる助言者の招聘も行います。
交通事業者	事業経営・交通運営の主体として、施策・事業について、交通事業者間や行政と協議・調整を行いながら、実現に向けた検討を行うとともに、情報提供・発信を行います。
運転手が組織する団体	運転手の労働環境等の観点から、施策・事業に対し助言を行います。
町民・地域	地域公共交通サービスを享受するだけではなく、町内の地域公共交通を維持していくために、主体的に公共交通の需要確保等に取り組むとともに、他の関係者とも連携・協働します。
道路管理者 交通管理者	施策・事業について、道路・交通行政の観点から公共交通運営の正当性、妥当性、道路・交通に対する安全性等について評価を行います。
その他	行政や交通事業者等と連携した取組に協力します。